■農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請記入例

農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請書

平成２７ 年　４月20日

菊川市農業委員会会長　宛

（甲）転用事業者　住所（所在地）**菊川市赤土1503番地**
（当初計画者）職業（業　務）　**農業**
氏名　**小笠　一郎**　㊞

（乙）承　継　者　住所（所在地）**菊川市堀之内61番地**
職業（業　務）　**会社員**
氏名　**菊川　太郎**　㊞

平成２年**４**月**１**日付け、**中遠農用第５号　1000号**　で農地法第５条第１項の規定により許可を受けた甲の転用計画を下記により乙の転用計画に変更したいので、承認されたく申請します。

記

1　許可を受けた土地	土　地　の　所　在	地　番	地目 登記簿	地目 現況	面　積	所有者氏名	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別
	菊川市半済字小作	**1589-3**	**畑**	**宅地**	**159㎡**	**小笠一郎**	**無指定**
	計　**159**　㎡　（田　㎡　畑　**159**　㎡）						

2　甲の当初の転用計画（農地転用申請書に記載したもの）									
転用の目的	**住宅敷地**	権利の種類	**所有権**						
工事計画	第1期(着工 **平成２年４月１日～平成２年７月31日**)				第２期以降は別紙のとおり	合　計			
	名　称	棟数	建築面積	所要面積		名　称	棟数	建築面積	所要面積
土地造成				㎡					㎡
建築物	**住宅**	**1**	**80㎡**	**119㎡**		**住宅**	**1**	**80㎡**	**119㎡**
工作物	**駐車場**	**2**	**40㎡**	**40㎡**		**駐車場**	**2**	**40㎡**	**40㎡**

3　甲の許可後の事業実施状況	**住宅を建築する予定で宅地造成が完了しています。**
4　甲が事業計画どおり事業が遂行できない理由	**息子夫婦と同居するための住宅を建築するため購入しましたが、転勤により遠隔地に住宅の建築が完了したため、譲渡したい。**
5　乙の転用事業が甲の事業に比し、同等又はそれ以上の緊急性及び必要性があることの説明	**乙は現在アパート住まいをしていますが、家族が増えたことなどに伴い手狭となり大変苦慮しています。このため、自分たちの住宅を建築したく本家近くに探していたところ、申請地を譲り受けることが出来るようになりました。そのため、申請地に自己住宅を建築したく申請します。**

6　乙の転用計画

転用の目的	**住宅敷地**	権利の種類	○所有権、賃借権、使用賃借権

工事計画	第1期(着工　**平成27年6月1日～27年9月31日**)				第2期以降は別紙のとおり	合　計			
	名　称	棟数	建築面積	所要面積		名　称	棟数	建築面積	所要面積
土地造成				㎡					㎡
建　築　物	**住宅**	**1**	**80㎡**	**119㎡**		**住宅**	**1**	**80㎡**	**119㎡**
工　作　物	**駐車場**	**2**	**40㎡**	**40㎡**		**駐車場**	**2**	**40㎡**	**40㎡**
		1	**80㎡**	**159㎡**			**1**	**80㎡**	**159㎡**

資金計画及びその調達計画	**土地購入費　10,000,000円　　自己資金　5,000,000円** **家屋建築費　20,000,000円　　銀行融資　25,000,000円** **計　30,000,000円　　計　30,000,000円**
転用事業によって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害防除施設の概要	**周辺農地に悪影響が生じないよう工事中及びその後も注意します。なお、万一紛争が生じた場合は自己の責任で解決いたします。**
その他の参考となるべき事項	

（添付書類）

1　法人にあっては、定款又は寄付行為及び法人の登記事項証明書
2　申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
3　申請に係る土地の地番を表示する図面
4　位置及び付近の状況を表示する図面（縮尺50,000分の1ないし10,000分の1程度）
5　変更後に建設しようとする建物又は施設の面積、配置及び施設間の距離を表示する図面（縮尺500分の1ないし2,000分の1程度）
6　変更後の転用事業に関連して他法令の定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証明する書面
7　転用事業者の変更前の事業計画について関係者の同意又は意見（例えば取水、排水等についての水利権者、漁業権者、土地改良区等の同意又は意見）を得ている場合あるいは変更後の事業計画について関係者の同意又は意見を新たに求める必要がある場合には、当該事業計画変更についてのこれらの者の同意書又は意見書
8　転用事業者の変更前の事業計画について地方公共団体が財政補助等のかたちで関与している場合には、事業計画の変更及びこれに伴う影響についてのこれらの者の同意書又は意見書
9　転用事業者が変更前の事業計画について旧所有者に対して雇用予約、施設の利用予約等の債務を有している場合には、当該債務の処理についての関係者の取決め書の写し及び旧所有者の事業計画変更についての同意書
10　その他参考となるべき書類